

Ⅳ 令和7年分 所得税の税額表等

以下の表は減額申請書を作成する際の参考としてください。

◎ 給与所得の速算表

下記の「所得金額調整控除」の適用がある場合には、その適用後の金額を減額申請書に記載してください。

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		から	まで		
550,999 円まで		0 円	円	円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額：A)	$A \times 2.4 + 100,000$ 円
円	円	給与等の収入金額の合計額から 550,000 円を控除した金額	1,628,000	1,799,999		$A \times 2.8 - 80,000$ 円
551,000	1,618,999		1,800,000	3,599,999		
1,619,000	1,619,999	1,069,000 円	3,600,000	6,599,999		$A \times 3.2 - 440,000$ 円
1,620,000	1,621,999	1,070,000 円				
1,622,000	1,623,999	1,072,000 円	6,600,000	8,499,999	収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円	
1,624,000	1,627,999	1,074,000 円	8,500,000 円以上		収入金額 $- 1,950,000$ 円	

《計算例》「給与等の収入金額の合計額」が 5,812,500 円の場合の給与所得の金額

- ① $5,812,500 \text{ 円} \div 4 = 1,453,125 \text{ 円}$
- ② 1,453,125 円の千円未満の端数を切り捨てる $\rightarrow 1,453,000 \text{ 円} \cdots A$
- ③ $1,453,000 \text{ 円} \times 3.2 - 440,000 \text{ 円} = \underline{4,209,600 \text{ 円}}$

◎ 所得金額調整控除

① 給与等の収入金額の合計額が 850 万円を超える場合の所得金額調整控除

給与等の収入金額の合計額が 850 万円を超える場合で、以下の場合に該当するときの総所得金額の計算においては、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%相当額を、給与所得の金額から控除します。

- ・ ご本人が特別障害者に該当する場合
- ・ 年齢 23 歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する場合

② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある場合の所得金額調整控除

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超えるときの総所得金額の計算においては、給与所得控除後の給与等の金額（10 万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10 万円を限度）の合計額から 10 万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除します。

◎ 公的年金等に係る雑所得の速算表

※ 以下の速算表で求めた金額が「0円」を下回る場合には、「0円」となります。

年齢区分	A 公的年金等の 収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～
昭和三十六年一月二日 以後に生まれた方	～1,299,999円	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円
	1,300,000円 ～4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	7,700,000円 ～9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	10,000,000円～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円
昭和三十六年一月一日 以前に生まれた方	～3,299,999円	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円
	3,300,000円 ～4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	7,700,000円 ～9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	10,000,000円～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

(注) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額には、8ページで計算した給与所得の金額(所得金額調整控除の①「給与等の収入金額の合計額が850万円を超える場合の所得金額調整控除」の適用がある場合には、その適用後の金額)を含みます。

≪計算例≫昭和36年1月2日以後に生まれた方で、「公的年金等の収入金額の合計額」が3,000,000円であり、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が10,000,000円以下である場合の公的年金等に係る雑所得の金額

$$3,000,000 \text{ 円} \times 0.75 - 275,000 \text{ 円} = \underline{1,975,000 \text{ 円}}$$

◎ 所得税の税額表 [求める税額=A×B-C]

A 課税される所得金額		B 税率	C 控除額
1,000 円から	1,949,000 円まで	5 %	0 円
1,950,000 円から	3,299,000 円まで	10 %	97,500 円
3,300,000 円から	6,949,000 円まで	20 %	427,500 円
6,950,000 円から	8,999,000 円まで	23 %	636,000 円
9,000,000 円から	17,999,000 円まで	33 %	1,536,000 円
18,000,000 円から	39,999,000 円まで	40 %	2,796,000 円
40,000,000円以上		45 %	4,796,000 円

(注) 変動所得や臨時所得に対する平均課税の適用を受ける場合の調整所得に対する税額もこの表で計算します。

《計算例》 「課税される所得金額」が650万円の場合の税額

$$6,500,000円 \times 0.2 - 427,500円 = \underline{872,500円}$$

◎ 山林所得に対する所得税の税額表 [求める税額=A×B-C]

A 課税される山林所得金額		B 税率	C 控除額
1,000 円から	9,749,000 円まで	5 %	0 円
9,750,000 円から	16,499,000 円まで	10 %	487,500 円
16,500,000 円から	34,749,000 円まで	20 %	2,137,500 円
34,750,000 円から	44,999,000 円まで	23 %	3,180,000 円
45,000,000 円から	89,999,000 円まで	33 %	7,680,000 円
90,000,000 円から	199,999,000 円まで	40 %	13,980,000 円
200,000,000円以上		45 %	23,980,000 円

《計算例》 「課税される山林所得金額」が4,000万円の場合の税額

$$40,000,000円 \times 0.23 - 3,180,000円 = \underline{6,020,000円}$$